

桜坂公民館運営規約  
(制定：平成25年10月1日)

第1条 (名称)

本館は、桜坂公民館と称する。

第2条 (事務所)

本館内に、事務所を置く。

第3条 (目的)

本館は、桜坂における住民の親睦融和と社会教育の相互研修を目的とする。

第4条 (事業)

本館は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1、住民の親睦融和を図るため文化体育行事などの推進
- 2、住民の生活に必要な研修会、座談会などの開催
- 3、青少年の育成、各種団体、グループの育成
- 4、その他、目的達成のため、必要な事業を行う

第5条 (組織)

本館は、住民を以って組織する。

第6条 (役員)

本館の役員は自治会役員が兼任する。うち、会計については自治会会計が兼任する。

第7条 (役員の仕事)

- 1、役員は、本館運営に係る館務を行う。
- 2、会計は、本館の会計を掌る。

第8条 (役員を選出と任期)

- 1、役員は、自治会役員選出方法に準ずる。
- 2、役員の任期は2年とし再任を妨げない。但し、補充役員の任期は前任者の残りの任期とする。

第9条 (役員会)

役員会は、自治会役員会に準ずる。

第10条 (総会)

総会は、自治会総会をこれにかえる。

第11条 (経費)

- 1、本館の経費は、自治会公民館費、公民館施設使用料、寄付金などを以ってあてる。
- 2、会計年度は、自治会規約に準じ4月1日から翌年3月末日までとする。

第 12 条（施設の使用）

公民館施設の使用については、公民館施設使用規定を別に定める。

第 13 条（役員の心得）

本館の役員は、次の事項を厳守しなければならない。

- 1、公民館施設使用規定により、公民館施設の使用上の事務管理を行う。
- 2、独自の判断での施設の使用を禁じる。
- 3、使用者の出入りを点検管理する。
- 4、館内外の環境管理、備品類の使用管理を行う。
- 5、その他、事務管理上、支障をきたした時は速やかに処理する。

第 14 条（規約の改正）

本規約は、必要に応じ自治会運営委員会において改正することが出来る。

第 15 条（規約の発行）

本規約は、平成 25 年 11 月 1 日より実施する。